

社会福祉法人小渦会 診療費等の減額又は免除に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小渦会（以下「法人」という。）の運営する医療機関の責務として、地域住民の保健・医療・福祉に貢献するために幅広くサービスを提供することとし、経済的事情等により診療等に関わる費用（以下「診療費等」という。）の負担が困難であり、かつ他の公的制度による援助に該当しない者（以下「生計困難者等」という。）について、その費用の減額又は免除（以下「減免」という。）を行うことに関し、その取扱いを定めることを目的とする。

(減免を行う医療機関)

第2条 この規程により、減免を行う医療機関は次のとおりとする。

- (1) 鳴門シーガル病院
- (2) 徳島シーガルクリニック
- (3) いやしの杜クリニック

(対象者)

第3条 生計困難者等であって、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 患者本人又はその縁故者から申し出があった者。
- (2) 法人の運営する医療機関の職員又は福祉事務所職員、その他福祉関係者から申し出があった者。
- (3) その他

(減免の範囲等)

第4条 この規程により、減免することのできる診療費等は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 診療費
- (2) 入院時の室料差額
- (3) 検査等の費用
- (4) 患者移送に要する費用
- (5) 日用品の支給又は貸与並びに衛生に要する費用
- (6) その他

(減免の申請)

第5条 前条の減免の適用を受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記載のうえ、鳴門シーガル病院長又は徳島シーガルクリニック院長若しくはいやしの杜クリニック院長（以下「病院等管理者」という。）に申請するものとする。

(減免の決定)

第6条 減免の決定に当たっては、病院等管理者の承認を得て、決定するものとする。

(適用及び取り扱い)

第7条 この規程の適用及び取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 生計困難者等の範囲については、その者の収入が、生活保護法による生活扶助費の1.3倍以内にあるものを基準とし、その詳細については別に定める。
- (2) 第4条に規定する診療費等の減額については、原則として診療費等の1割を目安として病院等管理者が必要と認める額について、減額することができる。
- (3) 減額及び免除の適用期間は、原則として、減額については1年以内(決定された日が年度途中の場合は当該年度末までとする。)、免除については決定後3ヶ月を限度とする。ただし、減額については、必要と認められた場合には、更新することができる。
なお、更新に当たっては、第5条の申請書類を再度提出するものとし、以降においても同様とする。
- (4) 医師及び医療ソーシャルワーカー等減免に関する取り扱いを行う者は、関係者と協議のうえ減免認定について伺書を作成し、病院等管理者の決裁を得るものとする。
- (5) 病院等管理者は、診療費等減免の申し出があった場合、医師及び医療ソーシャルワーカー等が対象者と面接し、日常の生活状況、診療費の見込み、要診療期間その他諸事情を関係者から聴取したうえで決定するものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日改正施行する。

平成23年2月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成27年12月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正